

新	旧
高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 略 (補助目的及び補助対象事業) 第2条 県は、「保育士修学資金の貸付け等について」(<u>令和5年6月7日付けこ成基第18号子ども家庭庁長官通知</u>。以下「国実施要綱」という。)及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(<u>令和5年6月7日付けこ成基第19号子ども家庭庁成育局長通知</u>)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が実施主体として行う「保育士修学資金等貸付事業」(以下「補助事業」という。)の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。 第3条～第5条 略 (補助の条件) 第6条 (1)～(10) 略 (11) 国実施要綱及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(<u>令和5年6月7日付けこ成基第19号子ども家庭庁成育局長通知</u>)に基づき、行わなければならないこと。 第6条(12)～第13条 略 附 則 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 略 附 則 1 この要綱は、令和7年2月21日から施行する。	高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 略 第2条 県は、「保育士修学資金の貸付け等について」(<u>平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知</u>。以下「国実施要綱」という。)及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(<u>平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が実施主体として行う「保育士修学資金等貸付事業」(以下「補助事業」という。)の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。 第3条～第5条 略 (補助の条件) 第6条 (1)～(10) 略 (11) 国実施要綱及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(<u>平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)に基づき、行わなければならないこと。 第6条(12)～第13条 略 附 則 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 略 附 則 1 この要綱は、令和7年2月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。